

◇大阪市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

- 1 この度、弘済小学校及び弘済中学校の分校に、事務処理効率の観点から、学校印及び学校長印を設置することとなったため、新たな学校印及び学校長印の制定とそれに伴う文言改正を行うことにしました。
- 2 この規則は、令和7年2月10日から施行することにしました。

(教育委員会事務局総務部総務課)